

技 第 3 8 2 号
令和6年9月20日

島根県建設団体連合会会長様

土木部技術管理課長
(公 印 省 略)

「取得補償を行った場合の立木処理の見積徴収方法及び積算方法」の一部改定
について (通知)

このことについて、令和6年3月4日付け技第639号までの通知により運用している
ところですが、下記のとおり改定しますので、ご承知おきください。

記

1. 改定内容

(1) 「概算伐採歩掛」の修正

集積に機械を用いる場合、「損料及び燃料費は、使用する機械や作業実態等を考慮し、別途計上すること」としていたが、概算伐採歩掛で使用する集積機械を「不整地運搬車4 t」と定め、損料と燃料費を計上できるようにした。併せて施工単価コード「概算伐採歩掛 (S X 0 8 0)」を修正した。

(2) 文言の軽微な修正

2. 適用

令和6年10月1日以降に当初積算を行う工事

3. 改定後全文

- ・添付による
- ・技術管理課HPにも掲載します。
技術管理課トップページ 積算基準、単価、基準等の重要なお知らせ > お知らせ一覧

【担当】農林設計基準係 白築

電話 : 0852-22-5942

○取得補償を行った場合の立木処理の見積徴取方法及び積算方法

1. 対象工事

農林水産部及び土木部が発注する建設工事のうち、立木の取得補償を行った区域の伐採を含む工事

2. 見積徴取方法及び概算伐採歩掛の使用について

従来、上記1における伐採歩掛は、発注機関の審査会を経て歩掛見積を徴取し決定していたが、業務効率化や早期発注の観点から概算伐採歩掛を策定し、使用できることとした。あくまで「概算」の歩掛であるため、受注者から現況精査の結果に基づく変更協議があった場合には、歩掛見積を徴取するなど適切に対応すること。

見積依頼を行う場合は、以下の（1）、（3）、（4）に準拠すること。

概算伐採歩掛を使用する場合は、以下の（2）、（3）、（4）に準拠すること。

（1）見積徴取方法については、平成30年9月26日付け技第298号「建設工事積算基準に設定のない歩掛の決定方法について」による。

ただし、この通知に取得補償を行った場合の立木処理の見積方法を以下のとおり追記したうえ、「伐採見積記載例」を添付する。

・取得補償を行った場合の立木処理の見積方法

- ① 伐採した立木のうち、用材、チップ材、パルプ材など、再利用が見込める有価木については、再利用するよう見積依頼すること。
- ② 再利用による収益分を明示するよう見積依頼すること。
- ③ 運搬・処理に対する数量は、かさばらない状態で運搬車両に積み込んだ場合の「空m³（空隙を考慮した容積）」又は「t」のどちらかを選択して見積する様、依頼すること。

（2）概算伐採歩掛の使用にあたっては「伐採作業等にかかる概算伐採歩掛」のとおりとする。

（3）有価木の売却を行う場合、その費用は設計金額から控除する。

（4）積算システムへの計上方法については【別紙】「設計書積算例」のとおりとする。

3. 本通知の適用

令和6年10月1日以降に起工する工事に適用する。

なお、既通知の取扱いに変更はない。

4. その他

（1）「伐採作業等にかかる概算伐採歩掛」を用いて工事発注する場合には「伐採工に関する特記仕様書」を添付すること。

（2）立木の取得補償を行った区域の伐採を含む工事発注にあたっては、「取得補償立木の伐採に関する特記仕様書」に、取得補償の対象となった立木があることを明記し添付すること。

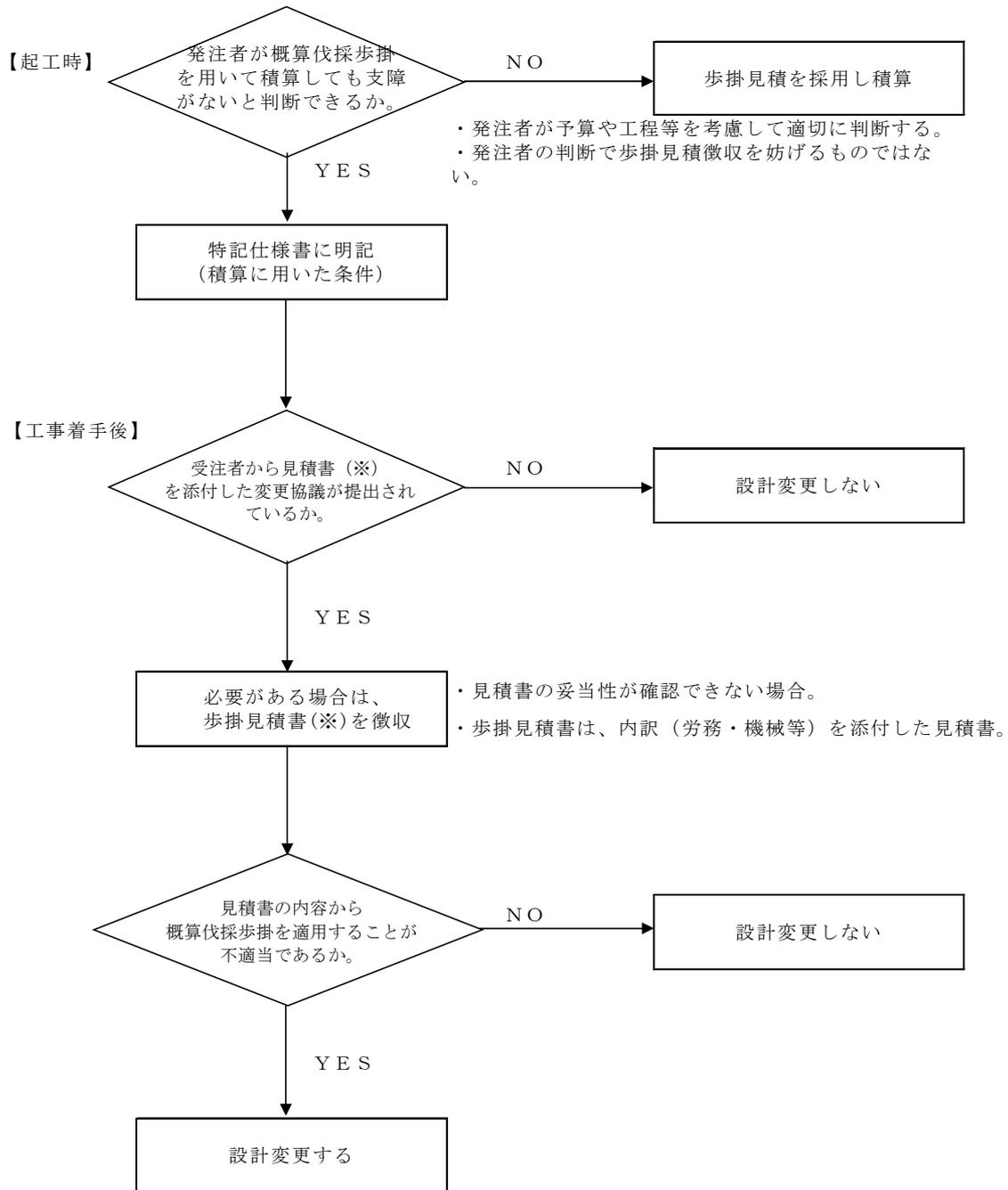
（3）本通知文は職員ポータルライブラリに登録する。

01-10-001【立木補償】取得補償を行った場合の立木処理の見積方法及び積算方法について

- (5) 上表の「有価木による収益」に対する数量は、材積による数量「m³」とし、「運搬・処理数量」に対する数量は、かさばらない状態で運搬車両に積込んだ場合の空隙を含んだ数量「空m³」又は「t」として下さい。
- (6) 伐採木の積込みにあたっては、幹は枝葉を切り落とし2～3 m程度に切断し、雑木や枝葉等がかさばるものについては1 m程度に切断し、かさばらない状態で積み込んで下さい。
- (7) 見積金額に諸経費、消費税を含めないで下さい。

伐採作業等にかかる概算伐採歩掛

1. 概算伐採歩掛適用フロー



(※) 見積書の内容が実際の現場条件を反映した適切な内容となっている場合については、1者見積とすることができる。
ただし、この場合、現場立会等により現場条件を確認するとともに類似の歩掛見積と比較するなどして、見積書の妥当性を確認すること。

2-1. 伐採歩掛(案)の適用範囲

- (1) 天然林（広葉樹林）
- (2) 人工林（スギ・ヒノキ林）
- (3) 竹林（手入れがされておらず、密度の高いもの）

2-2. 適用除外

以下の場合、概算伐採歩掛は適用できないため、見積を徴収のうえ積算を行うこと。

- ・特殊伐採（※）を行う場合
- ・トラック積込地点までの集材平均距離が200m以上ある場合

※ 高木や巨木を根元から倒さずに行う伐採。高所作業車の使用や技術者が木に登る等して、上の部分から少しずつ枝・幹を伐採し、クレーンやロープを使って下ろす。木の近くに電柱・建築物等がある場合や、急傾斜地で伐採すると倒木が滑り落ちて危険な場合に用いられる方法である。

急傾斜であるなど、現地の状況が厳しい場合、また、成立本数が「7. 歩掛採用数値」と著しく異なるなどの場合は、変更協議により大幅な増額変更が想定される。概算伐採歩掛の使用にあたっては、予算を十分に考慮するとともに、使用が適当でないと判断される場合は、見積徴取による当初積算を行うこと。

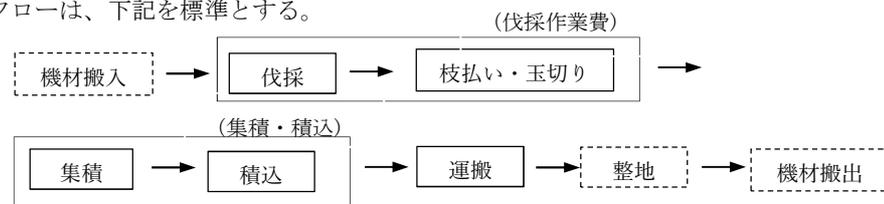
3. 適用範囲

本資料は、共通仮設費の準備費に積上げるものとし、立竹木の伐採、枝払い、玉切り、集積、積込に適用する。

4. 施工概要

1) 天然林（広葉樹林）

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、以下である。

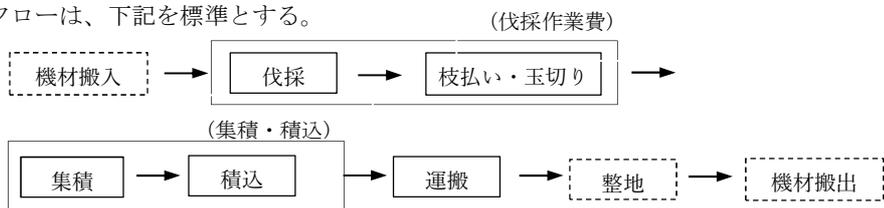
伐採作業費：伐採、枝払い・玉切り

集積・積込：枝条・丸太片付（現場内小運搬含む）、トラック積込地点までの集積、トラックへの積込

なお、破線部分は共通仮設費率に含まれる。運搬は別途計上すること。

2) 人工林（スギ・ヒノキ林）

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、以下である。

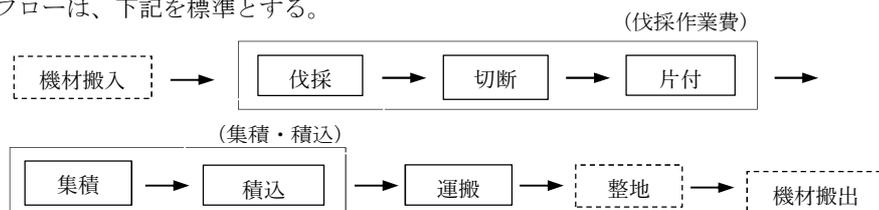
伐採作業費：伐採、枝払い・玉切り

集積・積込：枝条・丸太片付（現場内小運搬含む）、トラック積込地点までの集積、トラックへの積込

なお、破線部分は共通仮設費率に含まれる。運搬は別途計上すること。

3) 竹林

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、以下である。

伐採作業費：伐採、切断、片付（現場内小運搬含む）

集積・積込：トラック積込地点までの集積、トラックへの積込
 なお、破線部分は共通仮設費率に含まれる。運搬は別途計上すること。

5. 施工歩掛

1) 天然林（広葉樹林）

伐採作業費、集積・積込の歩掛は、次表とする。

表 1.1 伐採作業費 (100 m²当り)

| 名 称 | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 摘 要 |
|-----------|-----|-----|--------|------------|
| 特 殊 作 業 員 | | 人 | 0. 2 2 | |
| 普 通 作 業 員 | | 人 | 0. 2 2 | |
| 諸 雑 費 | | % | 6. 0 0 | ※1) 伐倒 |
| 諸 雑 費 | | % | 4. 0 0 | ※2) 枝払い・玉切 |

※1) 労務費（特殊作業員0.07人・普通作業員0.07人）の6%を計上

※2) 労務費（特殊作業員0.15人・普通作業員0.15人）の4%を計上

注) 1. 本歩掛には、枝払い及び丸太に玉切る作業を含む。

2. 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費、携帯手動ウインチの損料等の費用である。

3. 伐採については、作業の難易度により原則として次表の範囲内で施工歩掛を補正することができ、上記表の数量は補正後（難易度：難）の数値である。

| 作業の難易度 | 作業条件 | 補正係数 |
|--------|--|---------|
| 易 | 灌木や枝葉、転石、伐根がほとんどなく、作業のための移動や歩行が容易な場合 | - 1 0 % |
| 中 | 易あるいは難以外の場合 | 0 % |
| 難 | 灌木や枝葉、転石、抜根等の障害物により、作業のための移動や歩行に大きな支障がある場合 | + 1 0 % |

4. 玉切り・枝払いについては、作業難易度補正後（労務費種別ごとに数量+0. 03人）の数値を用いている（詳細は別添「【参考】概算伐採歩掛 設定根拠」を参照すること）。

表 1.2 集積・積込歩掛 (100 m²当り)

| 名 称 | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 摘 要 |
|-----------|--|-----|--------|--------|
| 普 通 作 業 員 | | 人 | 0. 9 9 | |
| 運 転 手（特殊） | | 人 | 0. 0 7 | 不整地運搬車 |
| 不整地運搬車 | クローラ型 4t | h | ※ | 賃料・燃料 |
| バックホウ運転 | 排出ガス対策型 （第1次基準） クローラ型 山積 0.45m ³ （平積 0.35m ³ ） | h | 0. 6 7 | |
| 掴み装置損料 | 開口幅 1700～2000mm | h | 0. 6 7 | |

| | | | | |
|-------|--|---|------|----------|
| 諸 雑 費 | | % | 1.00 | ※3) 丸太片付 |
|-------|--|---|------|----------|

※3) 労務費（普通作業員0.09人）の1%を計上

注) 1. 本歩掛は、集積において、作業地の中心地点からトラックへの積込地点までの距離が200m未満の場合に適用する。

2. 集積に機械を用いる場合は、運転手（特殊）と不整地運搬車4tの損料及び燃料費（数量※は、運搬距離に応じて変わる）を計上する。

3. 集積の歩掛は、皆伐を行うため作業難易度補正（集積に係る普通作業員と運転手（特殊）の数値をそれぞれ-20%）後の数値である。

（詳細は別添「【参考】概算伐採歩掛 設定根拠」を参照すること）

2) 人工林（スギ・ヒノキ林）

伐採作業費、集積・積込の歩掛は、次表とする。

表 2.1 伐採作業費 (100 m²当り)

| 名 称 | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 摘 要 |
|-----------|-----|-----|------|------------|
| 特 殊 作 業 員 | | 人 | 0.45 | |
| 普 通 作 業 員 | | 人 | 0.45 | |
| 諸 雑 費 | | % | 6.00 | ※4) 伐倒 |
| 諸 雑 費 | | % | 4.00 | ※5) 枝払い・玉切 |

※4) 労務費（特殊作業員0.06人・普通作業員0.06人）の6%を計上

※5) 労務費（特殊作業員0.39人・普通作業員0.39人）の4%を計上

注) 1. 本歩掛には、枝払い及び丸太に玉切る作業を含む。

2. 諸経費は、チェーンソーの損料及び燃料費、携帯手動ウインチの損料等の費用である。

3. 伐採については、作業の難易度により原則として次表の範囲内で施工歩掛を補正することができる。上記表の値は難易度中として補正を行っていない。

| 作業の難易度 | 作業条件 | 補正係数 |
|--------|--|------|
| 易 | 灌木や枝葉、転石、伐根がほとんどなく、作業のための移動や歩行が容易な場合 | -10% |
| 中 | 易あるいは難以外の場合 | 0% |
| 難 | 灌木や枝葉、転石、抜根等の障害物により、作業のための移動や歩行に大きな支障がある場合 | +10% |

表 2.2 集積・積込歩掛 (100 m²当り)

| 名 称 | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 摘 要 |
|-------------|----------|-----|------|--------|
| 普 通 作 業 員 | | 人 | 1.14 | |
| 運 転 手 (特 殊) | | 人 | 0.22 | 不整地運搬車 |
| 不 整 地 運 搬 車 | クローラ型 4t | h | ※ | 賃料・燃料 |

| | | | | |
|--------------------|---|---|------|----------|
| バックホウ運転 [掴み装置付] | 排出ガス対策型（第1次基準） クローラ型 山積 0.45m ³ （平積 0.35m ³ ） | h | 2.67 | |
| 掴み装置損料 | 開口幅 1700～2000mm | h | 2.67 | |
| 諸 雑 費 | | % | 1.00 | ※6) 丸太片付 |

※6) 労務費（普通作業員 0.07 人）の 1%を計上

注) 1. 本歩掛は、集積において、作業地の中心地点からトラックへの積込地点までの距離が 200m未満の場合に適用する。

2. 集積に機械を用いる場合は、運転手（特殊）と不整地運搬車 4 t の損料及び燃料費（数量※は、運搬距離に応じて変わる）を計上する。3. 集積の歩掛は、皆伐を行うため作業難易度補正（集積に係る普通作業員と運転手（特殊）の数値をそれぞれ－20%）後の数値である。

（詳細は「【参考】概算歩掛設定根拠を参照すること）

3) 竹林

伐採作業費・集積・積込の歩掛は、次表とする。

表 3.1 伐採作業費 (100 m²当り)

| 名 称 | 規 格 | 単 位 | 数 量 |
|-----------|-----|-----|------|
| 特 殊 作 業 員 | | 人 | 0.46 |
| 普 通 作 業 員 | | 人 | 0.46 |
| 諸 雑 費 | | % | 6.00 |

注) 1. 本表は、竹林において竹をすべて伐倒・切断し、片付ける作業に適用する。

2. 片付には、人力による 20m 程度の小運搬を含む。

3. 諸経費は、チェーンソーの運転経費等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

表 3.2 集積・積込歩掛 (100 m²当り)

| 名 称 | 規 格 | 単 位 | 数 量 |
|--------------------|---|-----|------|
| 普 通 作 業 員 | | 人 | 0.31 |
| 運 転 手 (特 殊) | (不整地運搬車) | 人 | 0.12 |
| 不整地運搬車 | クローラ型 4t (賃料・損料) | h | ※ |
| バックホウ運転 [掴み装置付] | 排出ガス対策型（第1次基準） クローラ型 山積 0.45m ³ （平積 0.35m ³ ） | h | 1.08 |
| 掴み装置損料 | 開口幅 1700～2000mm | h | 1.08 |

注) 1. 本歩掛は、集積において、作業地の中心地点からトラックへの積込地点までの距離が 200m未満の場合に摘要する。

2. 集積に機械を用いる場合は、運転手（特殊）と不整地運搬車4 tの損料及び燃料費（数量※は、運搬距離に応じて変わる）を計上する。3. 集積の歩掛は、皆伐を行うため作業難易度補正（集積に係る普通作業員と運転手（特殊）の数値をそれぞれ－20%）後の数値である。

（詳細は別添「【参考】概算伐採歩掛 設定根拠」を参照すること）

6. 積算システム

積算システムにおいて、本歩掛を適用する際は、施工単価コード「概算伐採歩掛」（SX080）を利用すること。

7. 歩掛採用数値

本歩掛に用いた数値は、天然林、人工林、竹林の別に、県内の平均的な森林を以下の通りとし、その森林の条件を概算伐採歩掛に反映している（「【参考】概算伐採歩掛 設定根拠」を参照）。

また、本歩掛に除根作業は含まず、以下の根株体積は産業廃棄物処理に係る参考数値である。

（1）天然林（広葉樹林）

本数 : 19.8本/100㎡（1,983本/ha）
平均胸高直径 : 14.7cm（10cm以上16cm未満）
搬出材積 : 1.85m³/100㎡（185m³/ha）
根株体積 : 1.00m³/100㎡

（2）人工林（スギ・ヒノキ林）

スギ人工林とする。

伐採本数 : 11.36本/100㎡（1,136本/ha）
平均胸高直径 : 27.0cm
搬出体積 : 7.42m³/100㎡（742m³/ha）
根株体積 : 2.1m³/100㎡

（3）竹林

放棄された荒廃竹林とする。

本数 : 100本/100㎡（10,000本/ha）
搬出材積 : 0.03m³/本（3m³/100㎡、300m³/ha）

8. 運搬

運搬については、「建設発生木材の取扱い」（通知）の〈当初設計時〉によること。